



## 北谷町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の概要



北谷町では町内の小規模事業者の負担軽減及び経営の安定化を図るため、小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を受けた方に対して、支払った利子の一部(利子償還額12月分の2分の1以内)を助成します。

### 融資申込みの要件

#### 1 交付対象者

- (1)北谷町商工会の推薦かつあっせんにより、**マル経融資を受けた事業者**であること。
- (2)町内に主たる事業所を置く法人又は個人事業者であること。
- (3)納期限の到来した市町村民税(北谷町民税)を完納していること。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に抵触しないこと。

※ご利用いただける方

1	事業規模と業種	常時使用する従業員 ・商業・サービス業 5名以下(宿泊業・娯楽業の方は20名以下) ・製造業その他 20名以下
2	指導要件	北谷町商工会の経営・金融に関する指導を原則6か月以上受けており、事業改善に取り組んでいるもの
3	納税要件	市町村民税を完納している 法人・・・法人町民税 個人・・・個人町民税
4	営業要件	直近1年以上、町内で同一事業を営んでいる方。かつ個人にあつては、1年以上在住している方
5	許認可要件	許認可業種はその許認可を受けている方
6	資金使途	運転資金・設備資金
7	融資資金限度額	2,000万円以内 ※融資借換された場合については、お問合せ下さい。
8	担保・保証人	不要(保証協会の保証も不要です)
9	利率	毎月変動、融資実行後は借入時固定金利

#### 2 利子補給金の額

- (1)沖縄振興開発金融公庫に1年以内に納付した約定利子合計額(延滞に係るものを除く。)の2分の1以内(1,000円未満の端数切捨て) 補給率50%以内
- (2)交付金額の上限は、10万円とする。

#### 3 交付対象期間

- (1)平成30年11月1日以降の金銭消費貸借契約が締結された融資から適用
- (2)1月1日から12月31日の期間ごとに算定。(初回利払いから12回目の利払いまで)  
(利子払いが12月に達しない場合は、翌年度に繰越し可)
- (3)翌年の2月15日までに書類提出。

### 申込手続きの流れ

